

京都大学附属図書館資料収集基準

(平成 25 年 12 月 16 日選書専門委員会承認)

京都大学附属図書館資料収集方針第 6 項に基づき、購入、寄贈及びその他の手段による収集に関して、京都大学附属図書館資料収集基準を以下のとおり定める。

1. 学生用の基本図書の収集

学際領域を含む人文・社会・自然の各学問分野について、

- (1) 授業科目のシラバスに掲載されている図書
- (2) 授業科目の自学自習に資する図書
- (3) 本学学生の一般教養の涵養に資する図書

を収集する。

2. その他の基本図書の収集

本学教職員の基礎的調査並びに研究に応えることのできる基本的な図書を収集する。

3. 参考図書の収集

通読を目的とするものではなく、利用者の学習等に必要な事項調査、文献調査などの情報要求に応じて、適切な情報もしくは情報源を提供することを目的とする図書を収集する。

4. 留学生用図書の収集

E 科目の講義に必要とされる参考書、留学生が日本語を学習するために必要な図書、日本・日本文化を理解するために資する図書、外国語で書かれた各学問分野の基本図書を収集する。

5. 雑誌・新聞の収集

各分野における基本的な学術雑誌、学会・協会の機関誌、学習用雑誌及び教養の向上に資する総合誌を収集する。また、国内外の主要新聞及び留学生向けの新聞を収集する。縮刷版、復刻版も必要に応じて収集する。なお、適宜、購読の見直しを行う。

6. その他の資料

- (1) 京都及び京都周辺地域の研究資料

本学の歴史的・地理的背景から、京都及び京都近接地域の地誌等に関する研究書及び資料的価値の高いと思われる資料を収集する。

- (2) 人権関係資料

人権委員会の推薦を受け、人権問題の啓発に有用である資料を収集する。

- (3) 教職課程用図書
教育学部教職課程担当教員の推薦を受け、教職課程履修に有用である図書を収集する。
- (4) 学内刊行物・本学教員著作物
本学教員の著作及び学術研究を対象とした学内の刊行物はできる限り収集する。
- (5) 国際機関関係資料
国際連合等の国際機関から刊行される資料は、関係部局の収集状況を調査の上、系統的に収集する。
- (6) 図書館情報学資料
図書館情報学の研究のため、教育学部の収集状況を調査の上、広く体系的に収集する。
- (7) 障害者サービス資料
本学に在学する障害者及び学生総合支援機構 障害学生支援部門の意見・希望により、点字図書・録音資料・拡大文字図書等を広く収集する。
- (8) 官公庁刊行物
各省庁・地方公共団体並びに関連諸機関の報告書及び主要国政府の刊行物は、必要に応じて収集する。特に、これらのうち継続的に刊行されるものは、学内の所蔵状況等を調査の上、収集する。
- (9) 視聴覚資料
映像資料、音声資料等は、文化・教養の向上に資すると認められる資料を各分野にわたって選択的に収集する。
- (10) その他、京都大学附属図書館資料収集方針に相応しい資料を収集する。

附 則

この基準は平成 25 年 12 月 16 日から施行する。

附 則

この基準は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は令和 5 年 7 月 14 日に制定し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。